

(第3面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		

①ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				保管の状況				参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等	容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ	
合計											

(日本工業規格 A列4番)

(第4面)

②ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況

製 品 の 種 類	番 号	量(単位)	製 品 の 型 式 等				使 用 の 状 況	参 考 事 項
			製 造 者 名	製 造 番 号	製 造 年 月	容 量 等		
合 計								

③届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額				
法 人 の 名 称	所有する株式の数、出資口数又は出資価額	住 所	代 表 者 の 氏 名	資本の額又は出資の総額
	割 合			

(第5面)

- 備考 1. この届出書は、承継があった日から30日以内に、事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
2. 「業種」には、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）による分類を記入すること。
3. 「②ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」には、今後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となり得るポリ塩化ビフェニルを使用する製品について記入すること。
4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。（例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。）
5. 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物にあっては種類ごとにそれぞれ先頭に「承継年度の元号数一」を加えた整理番号（平成13年度に承継した場合の例：13-001）を、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品にあっては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。
6. 「量（単位）」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
7. 「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入すること。（例：「耐食性の金属容器で保管」「容器に収納されていない」）
8. 「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
9. 「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
10. 「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
11. 「参考事項」の欄には、被承継者による毎年度の報告の際に付された番号を記入し、当該電気機器が電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。（例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ポリ塩化ビフェニルの含有量△%」）
12. 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニルを使用する製品）の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
13. 「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入すること。（例：「○×工場の第一機械室で変圧器として使用」）
14. 整理番号ごとにそれぞれそのポリ塩化ビフェニル廃棄物（製品）が特定できる写真を添付すること。
15. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
16. 都道府県知事が定める部数を提出すること。